

令和 8 年度地域づくり団体活動支援事業の実施に係る留意事項

事業の実施については、実施要綱とともに次の事項に留意してください。

1 助成対象事業について

要綱第 3 の 1 及び 2 は、自主的・主体的な地域づくりを支援対象とすることから、以下の事業は助成対象となりませんので、留意してください。

- (1) 行政機関が主導して行う事業
- (2) どのように地域づくりに貢献するのか不明確な事業

2 謝金及び旅費について

謝金及び旅費については、以下の内容に留意してください。

(1) 助成金の上限について

助成する謝金及び旅費は、それぞれ 10 万円を限度とします。ただし、助成金総額（助成する謝金及び旅費の合計額）は 15 万円を限度とします。

(2) 講師等の助成対象人数について

要綱第 5 の (1) 及び (2) について、講師等を 2 名以上招聘する場合にも、それぞれ助成の対象になります。ただし、助成する謝金及び旅費は、それぞれ総額 10 万円を限度とし、助成金総額は 15 万円を限度とします。なお、複数名招聘する場合は各個人分の謝金・旅費を計算し記入することとします。

3 要綱第 6 から第 13 までの規定に基づく事務の流れは、別紙のとおりです。

4 添付書類について

- 1 要綱第 6 (2) の「その他参考となる資料」は、講師等のプロフィール、講演または指導等を行う時間がわかる書類（プログラムやチラシ等）を含むものとします。
- 2 要綱第 10 の「その他参考となる資料」は、当日の配布資料、記録写真等とします。

5 領収書について

- 1 実績報告書（様式 2）に添付する領収書（様式 4）については、領収書の写しを全国協議会に提出してください。
- 2 講師等が 2 名以上の場合は、それぞれの講師から領収書を受領してください。代表者による一括の領収書では受付できませんのでご注意願います。

6 振込口座について

助成金の振込口座は実施団体名義のものとしてください。個人名義等、実施団体名義以外の口座にはお振り込みできませんのでご注意ください。

7 助成金の仮払いについて

助成金の仮払い時期は、原則として事業実施予定日の1週間前以降となります。

8 事業内容の変更について

- 1 当初の交付決定内容から変更がある場合には、事業実施前に必ず全国協議会にご連絡ください。
- 2 要綱第8の「内容を変更する必要がある場合」には、助成対象事業の日時や会場の変更などの軽微な変更は含まれません。
- 3 上記以外の変更（例：講師の変更、講演時間などスケジュールの変更、事業内容の変更など）の場合は事前に変更申請を行ってください。
- 4 軽微な変更の場合も、速やかに全国協議会にご連絡いただくとともに、実績報告の際に変更内容がわかる書類と変更理由書（任意様式）を添付してください。

9 各種書類の修正期間について

原則、修正指示から2週間以内に再提出することとします。

10 実績内容周知

要綱第10で提出した実績報告書の内容は、全国協議会が運営するホームページに掲載しますので、事業の実績及び成果が明確に確認できるよう作成してください。

11 助成事業名の明示について

助成対象団体は、実施する事業が「令和8年度地域づくり団体活動支援事業」であることを周知するために、案内チラシ等に「令和8年度地域づくり団体活動支援事業」と表記するようにしてください。

12 交付決定の取消について

次のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消す場合があります。

- (1) 事業実施前に変更申請が提出されなかった場合
- (2) 実績報告や修正指示の提出期限が著しく守られない場合

(3) 記載内容から当該事業の効果が読み取れない場合

13 実績報告書等のデータ送付について

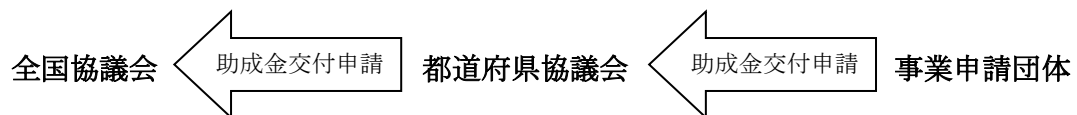
実績報告書及び記録写真については、別途全国協議会事務局へ電子データを送付してください。なお、登録団体の代表は、都道府県協議会を通じて送付してください。

(別紙)

《事務手続きの流れ》

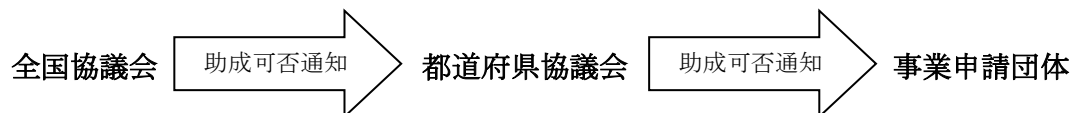
1 登録団体の場合

(1) 助成金の交付申請

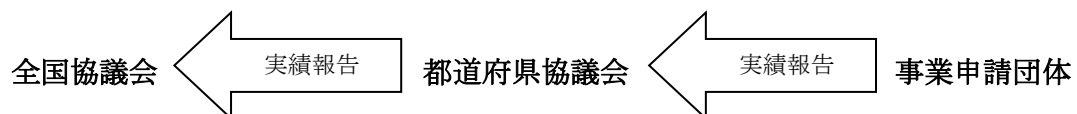


事業実施予定日の1ヶ月前までに全国協議会に提出

(2) 助成金の交付決定

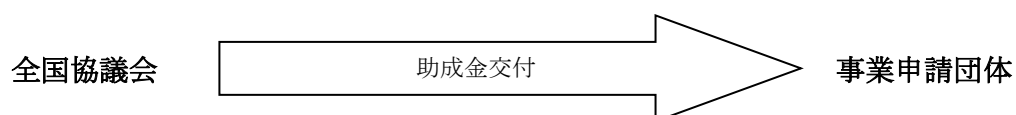


(3) 実績報告



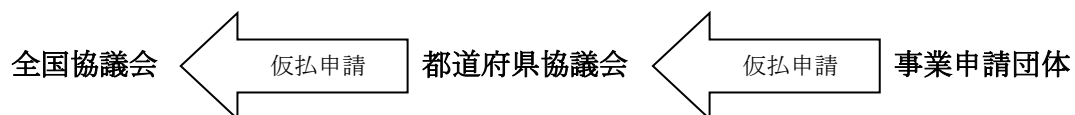
事業完了日から1ヶ月を経過した日、または令和9年2月末日のいずれか早い日までに全国協議会に提出

(4) 助成金交付



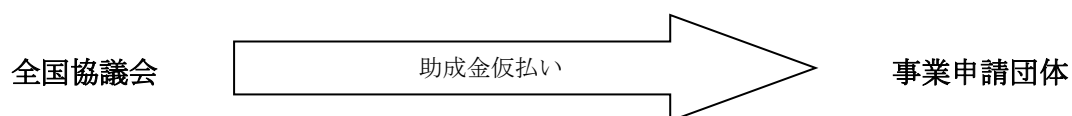
(5) 仮払申請する場合

① 仮払金の申請



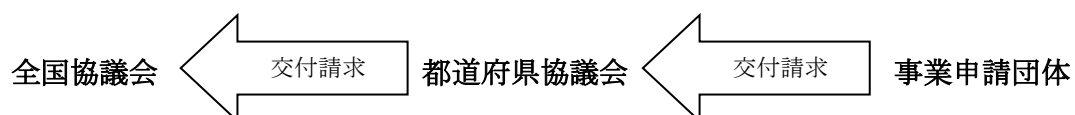
事業実施予定日の1ヶ月前までに全国協議会に提出

② 仮払い



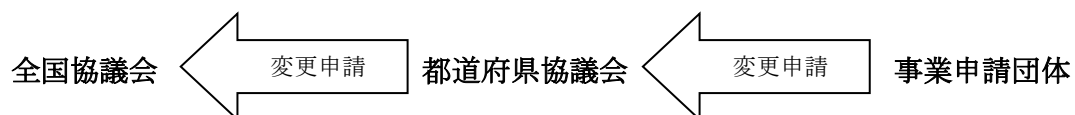
事業実施予定日の1週間前以降

③ 仮払金の精算



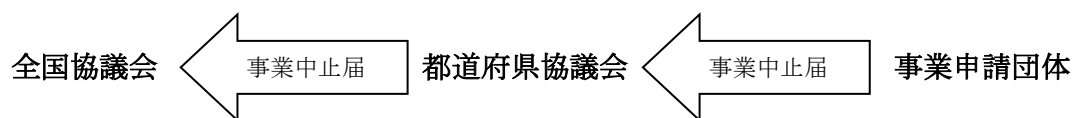
実績報告と同時

(6) 事業を変更する場合



事業変更決定後、全国協議会に提出

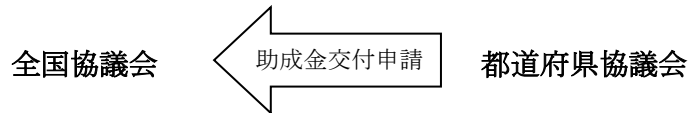
(7) 事業を中止する場合



事業中止決定後、ただちに全国協議会に提出

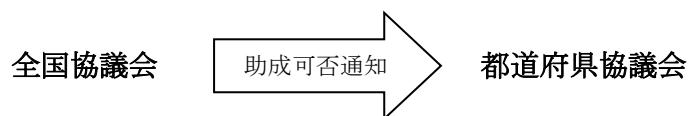
2 都道府県協議会の場合

(1) 助成金の交付申請

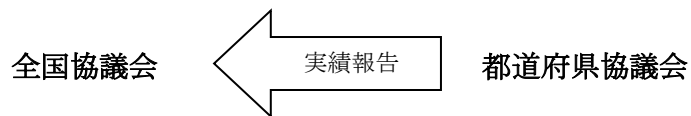


事業実施予定日の1ヶ月前までに全国協議会に提出

(2) 助成金の交付決定



(3) 実績報告



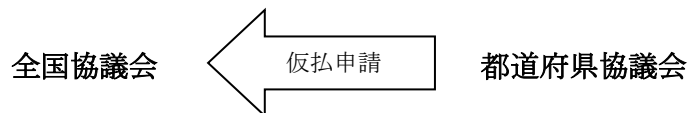
事業完了日から1ヶ月を経過した日、または令和9年2月末日のいずれか早い日までに全国協議会に提出

(4) 助成金交付



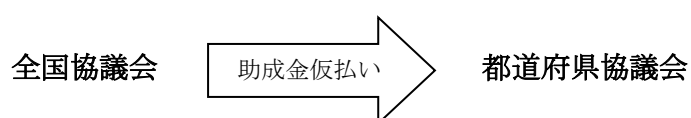
(5) 仮払申請する場合

① 仮払金の申請



事業実施予定日の1ヶ月前までに全国協議会に提出

② 仮払い



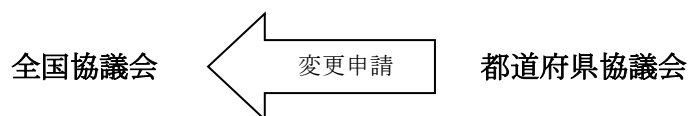
事業実施予定日の1週間前以降

③ 仮払金の精算



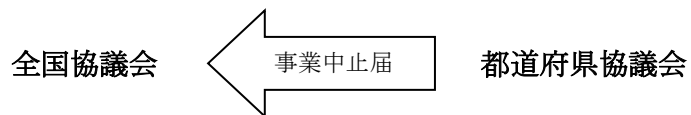
実績報告と同時

(6) 事業を変更する場合



事業変更決定後、全国協議会に提出

(7) 事業を中止する場合



事業中止決定後、ただちに全国協議会に提出